

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月7日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等およびファンドの投資対象とする「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更（運用指図権限の委託先の変更）可決に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2024年 9月10日から2025年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド（以下、マザーファンドという場合があります。）」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。マザーファンドの重大な約款変更が見送られた場合、「申込期間」は2025年3月7日までとなります。

<訂正後>

2024年 9月10日から2025年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(12)【その他】

<更新後>

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
その他資産(投資信託 証券(不動産投信))		アフリカ		
資産複合		中近東(中東)		
		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、不動産投信に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

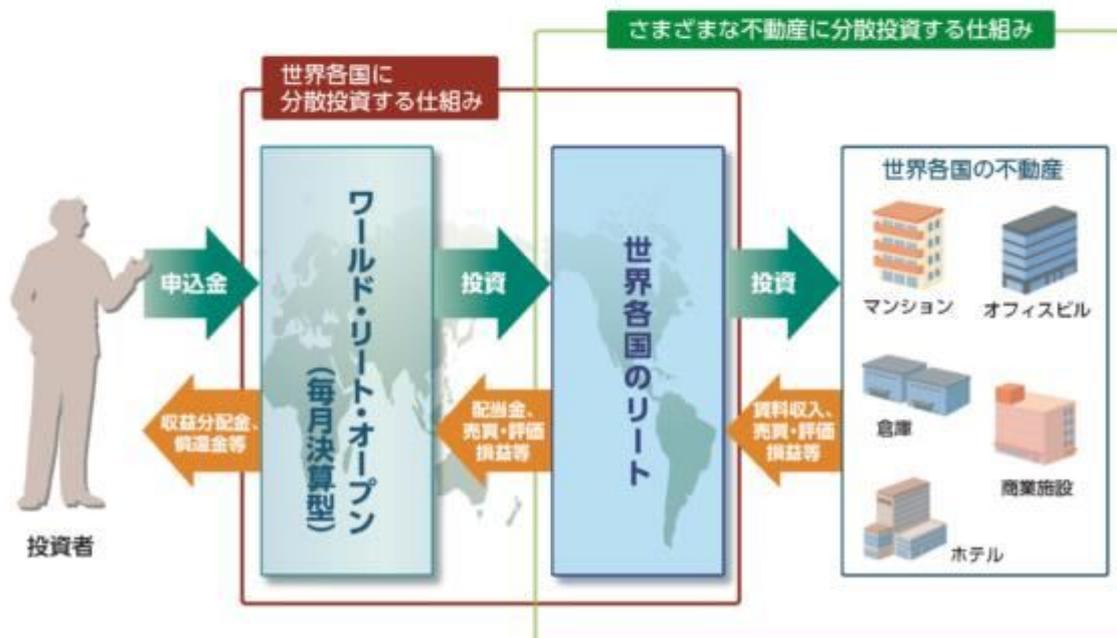
ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1 世界各国の上場不動産投資信託(リート)に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。



*当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

特色 2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます。)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆ 運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(MSIM(米国))にマザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を委託します。
- MSIM(米国)は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(MSIM(ロンドン))に、アジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(MSIM(シンガポール))に、更に委託することができます。

◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

【トップダウン(アプローチ)】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ(アプローチ)】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リートの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リートの価格水準の判断材料の一つとなります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)をご覧ください。

※「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更の実施が可決されたため、2025年3月31日より以下の記載となります。

特色
2

ワールド・リート・オープン マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用の指図に関する権限は、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リストッドリアルアセット・エルエルシー（以下CBRE IM LRA）に委託します。

- ◆ 不動産証券に注力した運用会社であるCBRE IM LRAが運用を行います。
- ◆ CBRE IM LRAは、世界的な不動産サービス会社であるシービーアールイー・グループ（CBREグループ）の不動産証券等を扱う運用会社です。同社は、CBREグループの世界各国に展開したネットワークから不動産／マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。
- ◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ（運用手法）の融合によって行います。

1 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセス図>



1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)でご覧いただけます。

特色 3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、分配対象額的水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



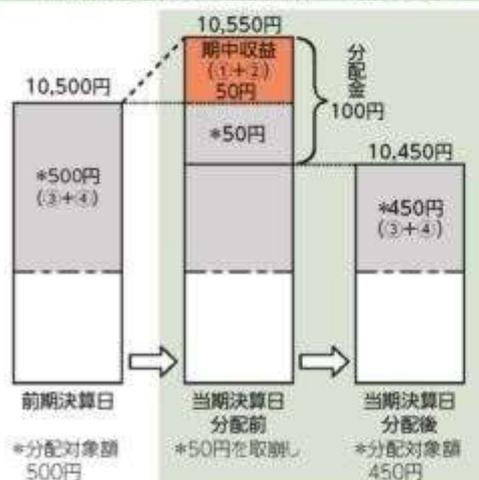
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金的水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

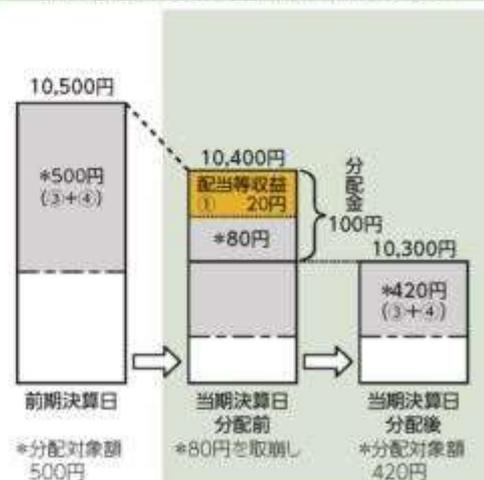
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



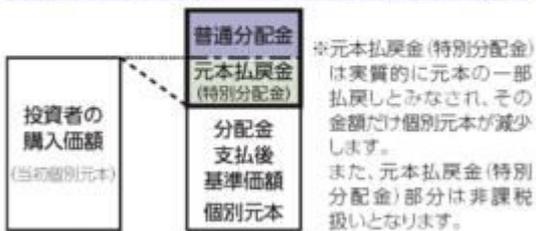
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

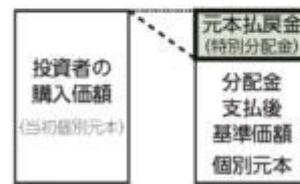
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



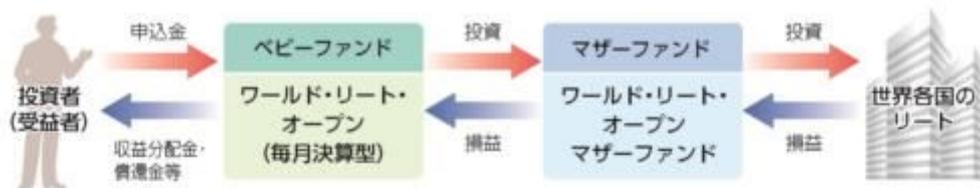
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド内に投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

主要投資対象とする投資信託証券等以外の投資	主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

- 2004年7月2日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2010年5月10日 分配対象収益についての分配方針に係る重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

< 訂正後 >

- 2004年7月2日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2010年5月10日 分配対象収益についての分配方針に係る重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継
- 2025年3月31日 ファンドの主要投資対象であるワールド・リート・オープン マザーファンド
の資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限の委託先を「モ
ルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」から
「シービーアールイー・インベストメント・マネジメント・リステッドリア
ルアセット・エルエルシー」に変更。（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジ メント株式会社	再委託先 モルガン・スタンレー・ インベストメント・ マネジメント・インク
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 損益		
マザーファンド		
投資 損益		
有価証券等		

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年3月31日より以下の記載となります。

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジ メント株式会社	再委託先 シービーアールイー・イン ベストメント・マネジ メント・リステッド リアルアセット・ エルエルシー
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 損益		
マザーファンド		

投資 損益
有価証券等

< 訂正後 >

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）
--

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジ メント株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

再委託先 モルガン・スタンレー・ インベストメント・ マネジメント・インク
--

マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
--

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）
--

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジ メント株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

再委託先 シービーアールイー・インベ ストメントマネジメント・ リステッドリアルアセット・ エルエルシー
--

マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
--

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2024年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．、b．の証券または証書の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。)

a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。また、d. の証券およびe. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

(注)

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年3月31日より以下の記載となります。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。^(注)

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

<訂正後>

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投

資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b.の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- f. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

a.の証券およびc.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。また、d.の証券およびe.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

(注)

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

3. 投資制限

(1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りません。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

(3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッド

リアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。^(注)

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

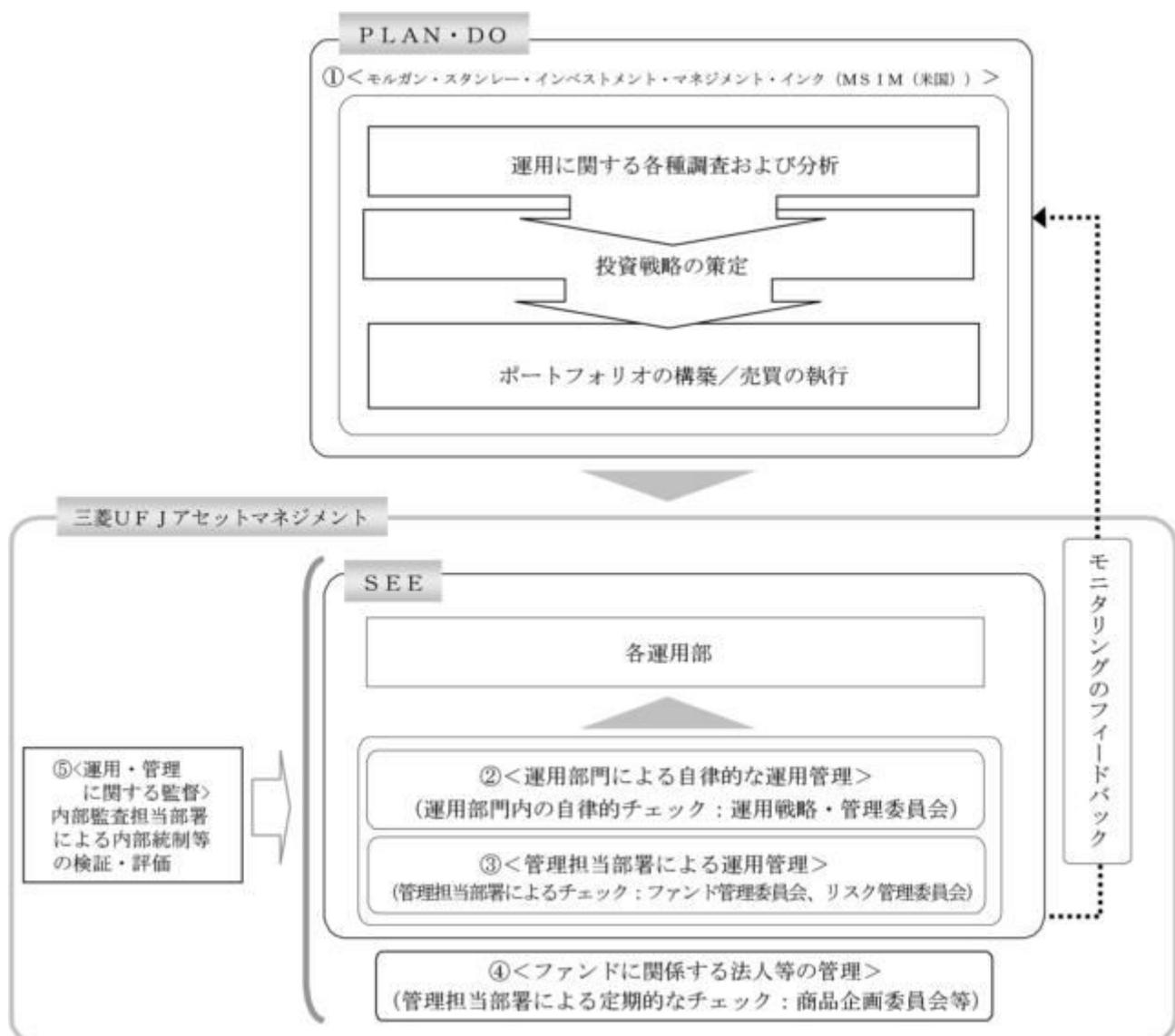
3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】

<更新後>



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(MSIM(米国)) (「再委託先」といいます。)に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

MSIM(米国)は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(MSIM(ロンドン))に、アジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(MSIM(シンガポール))に、更に委託することができます。

運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)が、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

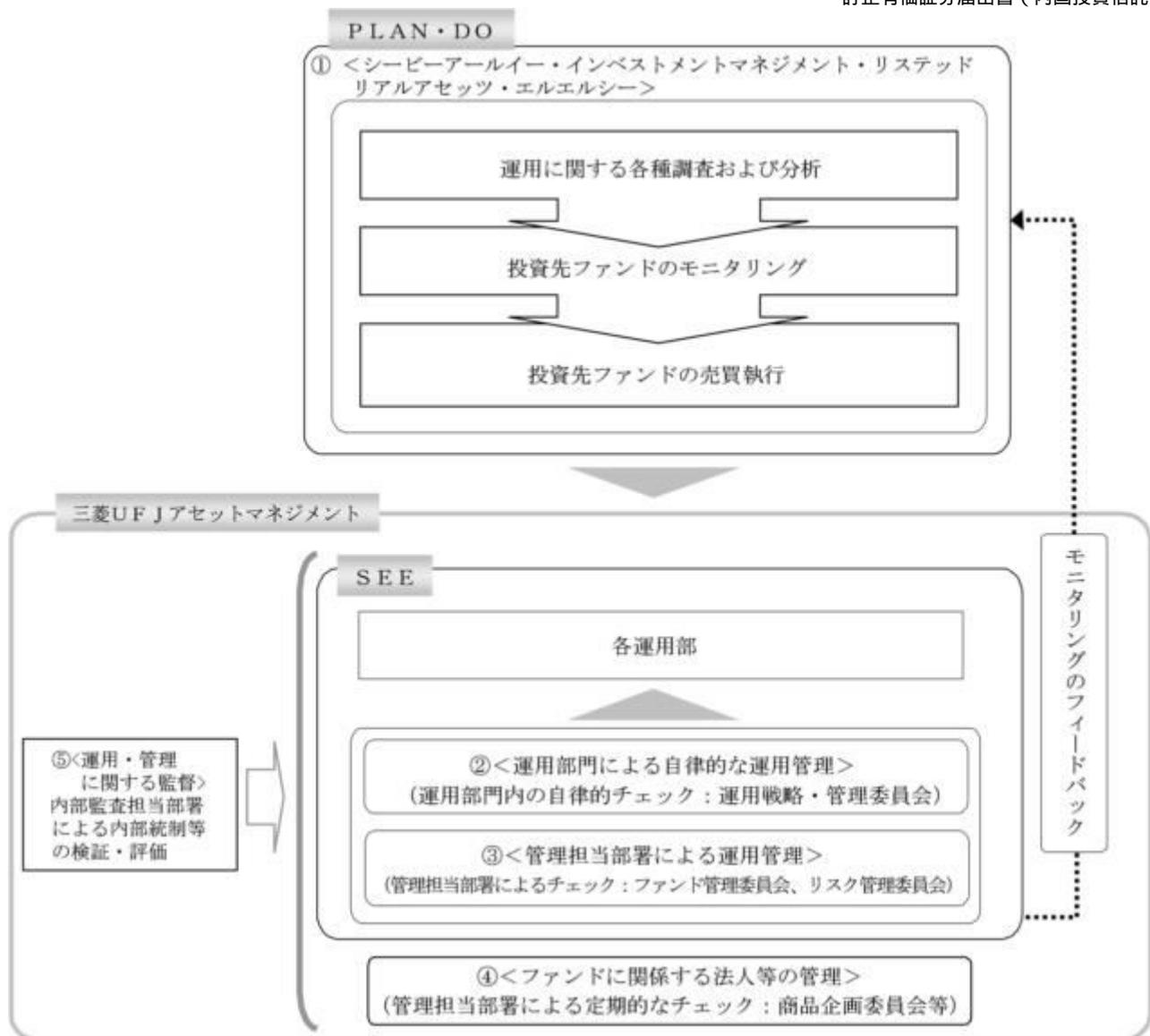
内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは

売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. リートの構造上のリスク
 - (a) リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。
 - (b) リートの経営陣等に関するリスク
リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - (c) リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - (d) リートの規模に関するリスク
一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - (e) リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- d. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- e. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部が

ら独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク・モニタリング部門によって実施しております。同部門により、投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システム等により売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.705%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映さ

れます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.463%（税抜1.330%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.680%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

<訂正後>

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.705%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.463%（税抜1.330%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.680%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償

還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年6月11日～2024年12月10日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.72%	1.70%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間後に信託報酬率に変更となります。

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ワールド・リート・オープン(毎月決算型)】

(1)【投資状況】

2024年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	102,460,676,061	99.51
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		500,889,852	0.49
純資産総額		102,961,565,913	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マ ザーファンド	26,481,785,444	3.8902	103,019,441,735	3.8691	102,460,676,061	99.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第124計算期間末日	(2015年 1月13日)	618,762,818,551	627,222,079,771	5,120	5,190
第125計算期間末日	(2015年 2月10日)	636,614,458,072	645,382,845,777	5,082	5,152
第126計算期間末日	(2015年 3月10日)	634,835,413,707	643,811,595,186	4,951	5,021
第127計算期間末日	(2015年 4月10日)	649,806,563,241	658,998,519,795	4,949	5,019
第128計算期間末日	(2015年 5月11日)	638,677,519,890	648,041,767,733	4,774	4,844
第129計算期間末日	(2015年 6月10日)	631,619,762,102	641,105,426,556	4,661	4,731
第130計算期間末日	(2015年 7月10日)	611,539,731,052	621,050,023,502	4,501	4,571
第131計算期間末日	(2015年 8月10日)	629,622,567,820	639,162,590,162	4,620	4,690

第132計算期間末日	(2015年 9月10日)	559,475,468,110	569,098,839,198	4,070	4,140
第133計算期間末日	(2015年10月13日)	599,617,754,206	609,353,953,220	4,311	4,381
第134計算期間末日	(2015年11月10日)	592,876,696,310	602,704,073,978	4,223	4,293
第135計算期間末日	(2015年12月10日)	591,931,132,864	601,886,997,658	4,162	4,232
第136計算期間末日	(2016年 1月12日)	570,839,500,570	581,099,708,377	3,895	3,965
第137計算期間末日	(2016年 2月10日)	538,339,345,318	548,906,045,071	3,566	3,636
第138計算期間末日	(2016年 3月10日)	587,599,123,885	598,509,677,859	3,770	3,840
第139計算期間末日	(2016年 4月11日)	601,463,576,341	612,879,366,184	3,688	3,758
第140計算期間末日	(2016年 5月10日)	626,171,772,118	637,910,124,692	3,734	3,804
第141計算期間末日	(2016年 6月10日)	619,754,296,022	631,856,220,452	3,585	3,655
第142計算期間末日	(2016年 7月11日)	605,907,839,524	618,198,316,179	3,451	3,521
第143計算期間末日	(2016年 8月10日)	615,592,955,143	627,965,230,896	3,483	3,553
第144計算期間末日	(2016年 9月12日)	598,342,263,590	611,019,072,291	3,304	3,374
第145計算期間末日	(2016年10月11日)	584,174,911,964	597,119,960,051	3,159	3,229
第146計算期間末日	(2016年11月10日)	557,374,170,261	570,317,418,861	3,014	3,084
第147計算期間末日	(2016年12月12日)	609,197,888,223	622,000,070,979	3,331	3,401
第148計算期間末日	(2017年 1月10日)	600,351,833,048	612,979,285,470	3,328	3,398
第149計算期間末日	(2017年 2月10日)	579,213,921,262	588,292,254,551	3,190	3,240
第150計算期間末日	(2017年 3月10日)	553,237,453,361	562,169,096,344	3,097	3,147
第151計算期間末日	(2017年 4月10日)	540,112,959,698	548,954,937,047	3,054	3,104
第152計算期間末日	(2017年 5月10日)	529,245,219,848	538,015,844,993	3,017	3,067
第153計算期間末日	(2017年 6月12日)	508,462,906,390	517,163,984,883	2,922	2,972
第154計算期間末日	(2017年 7月10日)	503,903,590,041	512,506,444,596	2,929	2,979
第155計算期間末日	(2017年 8月10日)	486,564,075,026	495,133,370,175	2,839	2,889
第156計算期間末日	(2017年 9月11日)	472,261,189,675	480,758,984,043	2,779	2,829
第157計算期間末日	(2017年10月10日)	468,124,277,105	476,480,588,402	2,801	2,851
第158計算期間末日	(2017年11月10日)	456,162,811,275	464,327,579,966	2,793	2,843
第159計算期間末日	(2017年12月11日)	442,255,763,610	450,256,342,125	2,764	2,814
第160計算期間末日	(2018年 1月10日)	418,311,857,391	426,138,874,170	2,672	2,722
第161計算期間末日	(2018年 2月13日)	364,276,305,895	369,643,922,263	2,375	2,410
第162計算期間末日	(2018年 3月12日)	343,733,735,828	348,900,122,493	2,329	2,364
第163計算期間末日	(2018年 4月10日)	332,481,121,143	337,546,502,639	2,297	2,332
第164計算期間末日	(2018年 5月10日)	339,343,131,346	344,334,242,170	2,380	2,415
第165計算期間末日	(2018年 6月11日)	337,579,959,626	342,499,182,502	2,402	2,437
第166計算期間末日	(2018年 7月10日)	341,398,160,499	346,265,181,125	2,455	2,490
第167計算期間末日	(2018年 8月10日)	330,925,835,395	335,732,038,944	2,410	2,445
第168計算期間末日	(2018年 9月10日)	322,777,754,263	327,528,883,371	2,378	2,413
第169計算期間末日	(2018年10月10日)	308,893,279,691	313,604,860,468	2,295	2,330
第170計算期間末日	(2018年11月12日)	309,143,383,101	313,839,661,013	2,304	2,339
第171計算期間末日	(2018年12月10日)	300,850,556,153	305,521,113,182	2,254	2,289
第172計算期間末日	(2019年 1月10日)	272,515,807,725	277,179,947,062	2,045	2,080
第173計算期間末日	(2019年 2月12日)	294,028,965,178	296,694,093,866	2,206	2,226
第174計算期間末日	(2019年 3月11日)	276,659,603,469	279,217,695,759	2,163	2,183

第175計算期間末日	(2019年 4月10日)	273,605,803,687	276,093,974,776	2,199	2,219
第176計算期間末日	(2019年 5月10日)	260,569,155,313	263,026,105,948	2,121	2,141
第177計算期間末日	(2019年 6月10日)	255,233,055,653	257,670,036,307	2,095	2,115
第178計算期間末日	(2019年 7月10日)	255,160,013,181	257,575,440,477	2,113	2,133
第179計算期間末日	(2019年 8月13日)	234,422,389,613	236,813,297,596	1,961	1,981
第180計算期間末日	(2019年 9月10日)	241,048,563,221	243,424,759,264	2,029	2,049
第181計算期間末日	(2019年10月10日)	236,126,112,215	238,475,401,764	2,010	2,030
第182計算期間末日	(2019年11月11日)	236,858,635,002	239,168,881,226	2,051	2,071
第183計算期間末日	(2019年12月10日)	232,876,757,320	235,154,000,126	2,045	2,065
第184計算期間末日	(2020年 1月10日)	225,549,447,202	227,793,804,543	2,010	2,030
第185計算期間末日	(2020年 2月10日)	222,667,829,929	223,768,690,874	2,023	2,033
第186計算期間末日	(2020年 3月10日)	168,345,949,426	169,381,038,001	1,626	1,636
第187計算期間末日	(2020年 4月10日)	147,515,501,331	148,529,909,404	1,454	1,464
第188計算期間末日	(2020年 5月11日)	136,632,021,902	137,642,340,616	1,352	1,362
第189計算期間末日	(2020年 6月10日)	156,746,978,330	157,752,880,909	1,558	1,568
第190計算期間末日	(2020年 7月10日)	136,149,438,982	137,148,635,205	1,363	1,373
第191計算期間末日	(2020年 8月11日)	141,056,570,458	142,047,597,064	1,423	1,433
第192計算期間末日	(2020年 9月10日)	137,642,415,946	138,623,610,834	1,403	1,413
第193計算期間末日	(2020年10月12日)	137,792,459,676	138,767,330,886	1,413	1,423
第194計算期間末日	(2020年11月10日)	139,535,699,922	140,498,673,232	1,449	1,459
第195計算期間末日	(2020年12月10日)	139,791,918,774	140,732,004,530	1,487	1,497
第196計算期間末日	(2021年 1月12日)	134,027,297,656	134,954,594,771	1,445	1,455
第197計算期間末日	(2021年 2月10日)	139,555,311,639	140,468,853,300	1,528	1,538
第198計算期間末日	(2021年 3月10日)	142,713,626,760	143,617,215,181	1,579	1,589
第199計算期間末日	(2021年 4月12日)	148,237,412,237	149,128,551,466	1,663	1,673
第200計算期間末日	(2021年 5月10日)	152,455,581,883	153,338,783,587	1,726	1,736
第201計算期間末日	(2021年 6月10日)	160,063,259,033	160,938,488,647	1,829	1,839
第202計算期間末日	(2021年 7月12日)	158,039,902,331	158,902,761,035	1,832	1,842
第203計算期間末日	(2021年 8月10日)	156,477,755,460	157,329,477,523	1,837	1,847
第204計算期間末日	(2021年 9月10日)	152,703,133,378	153,538,592,884	1,828	1,838
第205計算期間末日	(2021年10月11日)	146,539,455,752	147,362,185,108	1,781	1,791
第206計算期間末日	(2021年11月10日)	149,402,292,970	150,196,884,043	1,880	1,890
第207計算期間末日	(2021年12月10日)	146,806,345,044	147,584,878,500	1,886	1,896
第208計算期間末日	(2022年 1月11日)	146,949,304,281	147,712,406,502	1,926	1,936
第209計算期間末日	(2022年 2月10日)	141,238,337,513	141,994,564,591	1,868	1,878
第210計算期間末日	(2022年 3月10日)	137,070,771,373	137,823,680,349	1,821	1,831
第211計算期間末日	(2022年 4月11日)	151,376,499,174	152,112,784,023	2,056	2,066
第212計算期間末日	(2022年 5月10日)	132,527,755,828	133,248,958,323	1,838	1,848
第213計算期間末日	(2022年 6月10日)	131,692,302,212	132,408,478,482	1,839	1,849
第214計算期間末日	(2022年 7月11日)	128,185,934,359	128,899,582,814	1,796	1,806
第215計算期間末日	(2022年 8月10日)	133,552,145,024	134,261,258,611	1,883	1,893
第216計算期間末日	(2022年 9月12日)	134,209,085,976	134,913,125,030	1,906	1,916
第217計算期間末日	(2022年10月11日)	111,594,511,600	112,296,229,186	1,590	1,600

第218計算期間末日	(2022年11月10日)	116,987,680,184	117,686,489,568	1,674	1,684
第219計算期間末日	(2022年12月12日)	114,940,054,776	115,635,423,442	1,653	1,663
第220計算期間末日	(2023年 1月10日)	108,733,670,327	109,425,806,896	1,571	1,581
第221計算期間末日	(2023年 2月10日)	114,034,932,654	114,723,850,158	1,655	1,665
第222計算期間末日	(2023年 3月10日)	109,834,049,124	110,519,999,711	1,601	1,611
第223計算期間末日	(2023年 4月10日)	106,160,427,975	106,844,373,769	1,552	1,562
第224計算期間末日	(2023年 5月10日)	108,432,132,121	109,110,336,422	1,599	1,609
第225計算期間末日	(2023年 6月12日)	109,218,103,485	109,890,645,717	1,624	1,634
第226計算期間末日	(2023年 7月10日)	110,373,201,003	111,039,346,214	1,657	1,667
第227計算期間末日	(2023年 8月10日)	110,364,783,633	111,022,987,099	1,677	1,687
第228計算期間末日	(2023年 9月11日)	109,088,787,972	109,743,076,390	1,667	1,677
第229計算期間末日	(2023年10月10日)	103,309,001,209	103,959,300,982	1,589	1,599
第230計算期間末日	(2023年11月10日)	103,127,906,770	103,773,101,326	1,598	1,608
第231計算期間末日	(2023年12月11日)	104,868,522,080	105,502,644,825	1,654	1,664
第232計算期間末日	(2024年 1月10日)	107,089,892,607	107,712,593,554	1,720	1,730
第233計算期間末日	(2024年 2月13日)	104,931,053,304	105,541,350,129	1,719	1,729
第234計算期間末日	(2024年 3月11日)	105,300,510,411	105,904,159,379	1,744	1,754
第235計算期間末日	(2024年 4月10日)	106,237,220,200	106,836,470,620	1,773	1,783
第236計算期間末日	(2024年 5月10日)	106,090,331,096	106,686,273,415	1,780	1,790
第237計算期間末日	(2024年 6月10日)	105,851,689,101	106,441,643,904	1,794	1,804
第238計算期間末日	(2024年 7月10日)	108,566,656,755	109,150,884,491	1,858	1,868
第239計算期間末日	(2024年 8月13日)	102,816,076,407	103,394,949,885	1,776	1,786
第240計算期間末日	(2024年 9月10日)	104,699,653,108	105,275,586,468	1,818	1,828
第241計算期間末日	(2024年10月10日)	107,064,270,962	107,637,421,461	1,868	1,878
第242計算期間末日	(2024年11月11日)	108,377,095,498	108,945,576,666	1,906	1,916
第243計算期間末日	(2024年12月10日)	104,382,141,001	104,943,536,479	1,859	1,869
	2023年12月末日	108,616,799,804		1,736	
	2024年 1月末日	105,222,422,902		1,715	
	2月末日	105,657,254,188		1,743	
	3月末日	107,660,486,675		1,797	
	4月末日	105,313,745,140		1,757	
	5月末日	105,068,423,006		1,777	
	6月末日	108,009,667,115		1,842	
	7月末日	106,882,663,094		1,840	
	8月末日	104,919,723,794		1,817	
	9月末日	105,826,633,203		1,845	
	10月末日	110,485,841,340		1,938	
	11月末日	108,249,407,644		1,921	
	12月末日	102,961,565,913		1,848	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第124計算期間	70円

第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	70円
第138計算期間	70円
第139計算期間	70円
第140計算期間	70円
第141計算期間	70円
第142計算期間	70円
第143計算期間	70円
第144計算期間	70円
第145計算期間	70円
第146計算期間	70円
第147計算期間	70円
第148計算期間	70円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	50円
第154計算期間	50円
第155計算期間	50円
第156計算期間	50円
第157計算期間	50円
第158計算期間	50円
第159計算期間	50円
第160計算期間	50円
第161計算期間	35円
第162計算期間	35円
第163計算期間	35円
第164計算期間	35円
第165計算期間	35円
第166計算期間	35円
第167計算期間	35円

第168計算期間	35円
第169計算期間	35円
第170計算期間	35円
第171計算期間	35円
第172計算期間	35円
第173計算期間	20円
第174計算期間	20円
第175計算期間	20円
第176計算期間	20円
第177計算期間	20円
第178計算期間	20円
第179計算期間	20円
第180計算期間	20円
第181計算期間	20円
第182計算期間	20円
第183計算期間	20円
第184計算期間	20円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	10円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	10円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	10円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	10円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円
第203計算期間	10円
第204計算期間	10円
第205計算期間	10円
第206計算期間	10円
第207計算期間	10円
第208計算期間	10円
第209計算期間	10円
第210計算期間	10円

第211計算期間	10円
第212計算期間	10円
第213計算期間	10円
第214計算期間	10円
第215計算期間	10円
第216計算期間	10円
第217計算期間	10円
第218計算期間	10円
第219計算期間	10円
第220計算期間	10円
第221計算期間	10円
第222計算期間	10円
第223計算期間	10円
第224計算期間	10円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円
第237計算期間	10円
第238計算期間	10円
第239計算期間	10円
第240計算期間	10円
第241計算期間	10円
第242計算期間	10円
第243計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第124計算期間	3.59
第125計算期間	0.62
第126計算期間	1.20
第127計算期間	1.37
第128計算期間	2.12
第129計算期間	0.90
第130計算期間	1.93

第131計算期間	4.19
第132計算期間	10.38
第133計算期間	7.64
第134計算期間	0.41
第135計算期間	0.21
第136計算期間	4.73
第137計算期間	6.64
第138計算期間	7.68
第139計算期間	0.31
第140計算期間	3.14
第141計算期間	2.11
第142計算期間	1.78
第143計算期間	2.95
第144計算期間	3.12
第145計算期間	2.26
第146計算期間	2.37
第147計算期間	12.84
第148計算期間	2.01
第149計算期間	2.64
第150計算期間	1.34
第151計算期間	0.22
第152計算期間	0.42
第153計算期間	1.49
第154計算期間	1.95
第155計算期間	1.36
第156計算期間	0.35
第157計算期間	2.59
第158計算期間	1.49
第159計算期間	0.75
第160計算期間	1.51
第161計算期間	9.80
第162計算期間	0.46
第163計算期間	0.12
第164計算期間	5.13
第165計算期間	2.39
第166計算期間	3.66
第167計算期間	0.40
第168計算期間	0.12
第169計算期間	2.01
第170計算期間	1.91
第171計算期間	0.65
第172計算期間	7.71
第173計算期間	8.85

第174計算期間	1.04
第175計算期間	2.58
第176計算期間	2.63
第177計算期間	0.28
第178計算期間	1.81
第179計算期間	6.24
第180計算期間	4.48
第181計算期間	0.04
第182計算期間	3.03
第183計算期間	0.68
第184計算期間	0.73
第185計算期間	1.14
第186計算期間	19.13
第187計算期間	9.96
第188計算期間	6.32
第189計算期間	15.97
第190計算期間	11.87
第191計算期間	5.13
第192計算期間	0.70
第193計算期間	1.42
第194計算期間	3.25
第195計算期間	3.31
第196計算期間	2.15
第197計算期間	6.43
第198計算期間	3.99
第199計算期間	5.95
第200計算期間	4.38
第201計算期間	6.54
第202計算期間	0.71
第203計算期間	0.81
第204計算期間	0.05
第205計算期間	2.02
第206計算期間	6.12
第207計算期間	0.85
第208計算期間	2.65
第209計算期間	2.49
第210計算期間	1.98
第211計算期間	13.45
第212計算期間	10.11
第213計算期間	0.59
第214計算期間	1.79
第215計算期間	5.40
第216計算期間	1.75

第217計算期間	16.05
第218計算期間	5.91
第219計算期間	0.65
第220計算期間	4.35
第221計算期間	5.98
第222計算期間	2.65
第223計算期間	2.43
第224計算期間	3.67
第225計算期間	2.18
第226計算期間	2.64
第227計算期間	1.81
第228計算期間	0.00
第229計算期間	4.07
第230計算期間	1.19
第231計算期間	4.13
第232計算期間	4.59
第233計算期間	0.52
第234計算期間	2.03
第235計算期間	2.23
第236計算期間	0.95
第237計算期間	1.34
第238計算期間	4.12
第239計算期間	3.87
第240計算期間	2.92
第241計算期間	3.30
第242計算期間	2.56
第243計算期間	1.94

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第124計算期間	60,658,975,500	33,522,495,131	1,208,465,888,673
第125計算期間	70,952,027,996	26,791,101,547	1,252,626,815,122
第126計算期間	57,390,717,207	27,705,892,342	1,282,311,639,987
第127計算期間	62,070,266,549	31,245,255,822	1,313,136,650,714
第128計算期間	43,974,608,138	19,361,566,888	1,337,749,691,964
第129計算期間	45,436,718,623	28,091,488,546	1,355,094,922,041
第130計算期間	40,451,434,358	36,933,149,117	1,358,613,207,282
第131計算期間	26,501,935,202	22,254,807,780	1,362,860,334,704
第132計算期間	41,868,254,067	29,961,290,467	1,374,767,298,304
第133計算期間	32,261,536,234	16,143,260,983	1,390,885,573,555
第134計算期間	27,926,471,920	14,900,949,914	1,403,911,095,561
第135計算期間	43,018,775,175	24,663,471,472	1,422,266,399,264

第136計算期間	62,365,728,308	18,888,155,060	1,465,743,972,512
第137計算期間	60,905,555,538	17,120,991,823	1,509,528,536,227
第138計算期間	65,632,862,157	16,510,830,627	1,558,650,567,757
第139計算期間	87,619,299,579	15,442,746,892	1,630,827,120,444
第140計算期間	56,822,824,260	10,742,434,124	1,676,907,510,580
第141計算期間	68,004,699,112	16,065,862,441	1,728,846,347,251
第142計算期間	53,933,903,334	26,997,871,167	1,755,782,379,418
第143計算期間	49,460,199,093	37,774,613,709	1,767,467,964,802
第144計算期間	60,976,016,709	17,471,309,807	1,810,972,671,704
第145計算期間	58,235,796,765	19,915,884,563	1,849,292,583,906
第146計算期間	43,813,123,143	44,070,192,662	1,849,035,514,387
第147計算期間	37,379,946,941	57,532,210,393	1,828,883,250,935
第148計算期間	49,660,735,926	74,622,212,277	1,803,921,774,584
第149計算期間	68,248,260,939	56,503,377,565	1,815,666,657,958
第150計算期間	35,645,396,900	64,983,458,078	1,786,328,596,780
第151計算期間	33,042,508,193	50,975,635,104	1,768,395,469,869
第152計算期間	22,408,048,511	36,678,489,263	1,754,125,029,117
第153計算期間	33,006,336,215	46,915,666,534	1,740,215,698,798
第154計算期間	28,114,597,070	47,759,384,788	1,720,570,911,080
第155計算期間	34,535,325,602	41,247,206,747	1,713,859,029,935
第156計算期間	24,878,981,871	39,179,138,134	1,699,558,873,672
第157計算期間	22,241,013,416	50,537,627,634	1,671,262,259,454
第158計算期間	22,780,608,413	61,089,129,567	1,632,953,738,300
第159計算期間	23,464,534,517	56,302,569,711	1,600,115,703,106
第160計算期間	23,454,024,996	58,166,372,136	1,565,403,355,966
第161計算期間	27,764,642,257	59,563,321,513	1,533,604,676,710
第162計算期間	10,885,175,925	68,379,376,797	1,476,110,475,838
第163計算期間	9,423,768,662	38,282,388,347	1,447,251,856,153
第164計算期間	8,861,006,804	30,081,198,750	1,426,031,664,207
第165計算期間	10,782,277,331	31,321,691,156	1,405,492,250,382
第166計算期間	11,223,268,942	26,138,197,454	1,390,577,321,870
第167計算期間	13,063,842,375	30,440,149,965	1,373,201,014,280
第168計算期間	11,351,978,625	27,087,533,435	1,357,465,459,470
第169計算期間	14,209,000,133	25,508,523,309	1,346,165,936,294
第170計算期間	13,260,771,778	17,633,018,760	1,341,793,689,312
第171計算期間	11,834,622,315	19,183,446,073	1,334,444,865,554
第172計算期間	17,211,071,867	19,044,698,112	1,332,611,239,309
第173計算期間	14,810,628,143	14,857,523,192	1,332,564,344,260
第174計算期間	7,416,413,969	60,934,612,954	1,279,046,145,275
第175計算期間	6,532,294,973	41,492,895,446	1,244,085,544,802
第176計算期間	5,098,197,702	20,708,424,983	1,228,475,317,521
第177計算期間	6,585,261,375	16,570,251,894	1,218,490,327,002
第178計算期間	6,248,904,701	17,025,583,674	1,207,713,648,029

第179計算期間	5,836,834,279	18,096,490,743	1,195,453,991,565
第180計算期間	5,723,483,638	13,079,453,622	1,188,098,021,581
第181計算期間	5,655,373,466	19,108,620,279	1,174,644,774,768
第182計算期間	5,589,160,788	25,110,823,290	1,155,123,112,266
第183計算期間	4,663,629,201	21,165,338,157	1,138,621,403,310
第184計算期間	6,772,625,682	23,215,358,311	1,122,178,670,681
第185計算期間	5,874,121,395	27,191,846,286	1,100,860,945,790
第186計算期間	3,912,413,695	69,684,784,239	1,035,088,575,246
第187計算期間	4,733,966,916	25,414,468,709	1,014,408,073,453
第188計算期間	3,152,757,231	7,242,116,434	1,010,318,714,250
第189計算期間	4,724,312,355	9,140,447,586	1,005,902,579,019
第190計算期間	4,210,743,952	10,917,099,534	999,196,223,437
第191計算期間	2,936,350,496	11,105,967,347	991,026,606,586
第192計算期間	2,851,436,547	12,683,154,711	981,194,888,422
第193計算期間	4,552,939,305	10,876,617,558	974,871,210,169
第194計算期間	3,006,046,212	14,903,945,816	962,973,310,565
第195計算期間	2,920,443,251	25,807,996,841	940,085,756,975
第196計算期間	4,197,256,538	16,985,898,046	927,297,115,467
第197計算期間	2,938,945,441	16,694,399,319	913,541,661,589
第198計算期間	2,574,357,395	12,527,597,514	903,588,421,470
第199計算期間	4,731,897,055	17,181,088,712	891,139,229,813
第200計算期間	2,246,892,133	10,184,417,614	883,201,704,332
第201計算期間	4,546,444,516	12,518,534,277	875,229,614,571
第202計算期間	2,697,350,154	15,068,260,706	862,858,704,019
第203計算期間	1,968,579,321	13,105,220,091	851,722,063,249
第204計算期間	3,004,244,707	19,266,801,190	835,459,506,766
第205計算期間	2,117,121,905	14,847,271,705	822,729,356,966
第206計算期間	2,046,662,186	30,184,945,741	794,591,073,411
第207計算期間	1,796,927,693	17,854,544,553	778,533,456,551
第208計算期間	1,834,590,784	17,265,825,917	763,102,221,418
第209計算期間	2,581,799,399	9,456,942,730	756,227,078,087
第210計算期間	3,361,388,200	6,679,489,795	752,908,976,492
第211計算期間	1,694,362,722	18,318,489,579	736,284,849,635
第212計算期間	1,349,989,513	16,432,343,556	721,202,495,592
第213計算期間	2,497,327,447	7,523,552,465	716,176,270,574
第214計算期間	2,087,721,622	4,615,536,694	713,648,455,502
第215計算期間	1,514,771,156	6,049,639,056	709,113,587,602
第216計算期間	1,760,402,261	6,834,935,463	704,039,054,400
第217計算期間	2,400,312,039	4,721,779,967	701,717,586,472
第218計算期間	1,920,712,857	4,828,914,608	698,809,384,721
第219計算期間	1,813,672,841	5,254,391,317	695,368,666,245
第220計算期間	1,996,031,467	5,228,128,695	692,136,569,017
第221計算期間	1,859,573,387	5,078,637,919	688,917,504,485

第222計算期間	1,637,293,182	4,604,209,795	685,950,587,872
第223計算期間	2,249,158,313	4,253,951,810	683,945,794,375
第224計算期間	1,606,106,626	7,347,599,939	678,204,301,062
第225計算期間	1,728,744,330	7,390,812,447	672,542,232,945
第226計算期間	1,748,984,939	8,146,005,924	666,145,211,960
第227計算期間	1,690,377,788	9,632,123,300	658,203,466,448
第228計算期間	3,024,704,673	6,939,752,363	654,288,418,758
第229計算期間	1,529,022,407	5,517,667,388	650,299,773,777
第230計算期間	1,822,857,746	6,928,074,645	645,194,556,878
第231計算期間	1,466,223,625	12,538,034,570	634,122,745,933
第232計算期間	2,852,490,549	14,274,288,877	622,700,947,605
第233計算期間	1,253,162,421	13,657,284,321	610,296,825,705
第234計算期間	2,024,549,241	8,672,406,655	603,648,968,291
第235計算期間	3,175,338,987	7,573,886,284	599,250,420,994
第236計算期間	2,794,868,708	6,102,970,148	595,942,319,554
第237計算期間	1,228,852,705	7,216,369,219	589,954,803,040
第238計算期間	1,252,919,011	6,979,985,547	584,227,736,504
第239計算期間	1,314,845,371	6,669,103,789	578,873,478,086
第240計算期間	1,114,253,653	4,054,371,286	575,933,360,453
第241計算期間	2,385,415,965	5,168,277,325	573,150,499,093
第242計算期間	2,415,092,026	7,084,422,409	568,481,168,710
第243計算期間	1,098,932,734	8,184,622,988	561,395,478,456

(参考)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

2024年12月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	82,121,884,638	75.70
	オーストラリア	7,344,835,286	6.77
	日本	5,785,997,700	5.33
	イギリス	3,570,943,000	3.29
	フランス	2,246,431,740	2.07
	シンガポール	1,746,108,586	1.61
	カナダ	1,084,498,912	1.00
	スペイン	896,653,663	0.83
	香港	787,267,241	0.73
	ベルギー	769,584,337	0.71
	ガーナジー	537,167,817	0.50
	小計		106,891,372,920
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,586,892,358	1.46

純資産総額	108,478,265,278	100.00
-------	-----------------	--------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	58,311	153,325.45	8,940,560,654	149,109.95	8,694,750,808	8.02
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	393,841	20,476.40	8,064,446,246	19,772.49	7,787,221,172	7.18
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	393,012	18,257.13	7,175,273,376	16,646.86	6,542,417,000	6.03
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	29,764.73	4,903,709,601	28,178.18	4,642,327,833	4.28
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	129,544	35,905.27	4,651,313,359	34,986.25	4,532,259,081	4.18
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	158,024	28,771.82	4,546,639,484	27,208.54	4,299,602,609	3.96
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	84,721	53,080.46	4,497,029,872	47,153.45	3,994,888,115	3.68
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	25,174.34	3,731,316,538	24,320.17	3,604,712,018	3.32
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	907,746	3,723.30	3,379,810,682	3,633.66	3,298,444,869	3.04
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	709,567	5,023.79	3,564,720,424	4,577.72	3,248,205,575	2.99
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	5,961.80	2,589,396,380	5,868.47	2,548,861,918	2.35
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	26,022.19	2,801,132,814	23,424.87	2,521,547,374	2.32
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	237,740	9,658.47	2,296,204,848	9,315.22	2,214,600,450	2.04
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	259,624	8,934.00	2,319,482,478	8,329.75	2,162,605,299	1.99
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	162,134	11,900.56	1,929,485,720	11,697.41	1,896,548,035	1.75
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	110,850	18,086.30	2,004,866,488	16,564.60	1,836,186,974	1.69
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	88,064	19,699.73	1,734,837,657	19,560.53	1,722,579,289	1.59
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	409,933	4,217.70	1,728,978,294	3,962.40	1,624,322,209	1.50
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	144,462	11,778.08	1,701,485,397	11,120.05	1,606,425,241	1.48
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	2,995.92	1,580,077,028	2,843.28	1,499,571,519	1.38
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	126,083	11,651.53	1,469,060,967	11,322.52	1,427,577,844	1.32
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	3,432.50	1,497,794,588	3,176.25	1,385,977,665	1.28
アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	3,579.61	1,410,697,004	3,380.30	1,332,151,789	1.23
アメリカ	投資証券	BXP INC	109,697	13,130.52	1,440,378,850	11,801.80	1,294,623,130	1.19
アメリカ	投資証券	CARETRUST REIT INC	297,418	4,561.91	1,356,794,505	4,280.35	1,273,053,374	1.17
アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	5,180.39	1,200,603,164	4,957.36	1,148,913,074	1.06
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	174,636	6,578.70	1,148,878,935	6,498.03	1,134,790,735	1.05
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	3,222,687	355.58	1,145,939,157	347.70	1,120,544,383	1.03
アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	27,518.57	1,191,554,280	25,517.59	1,104,911,976	1.02
アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	20,816.48	1,164,536,788	19,285.30	1,078,877,851	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.54
合計	98.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

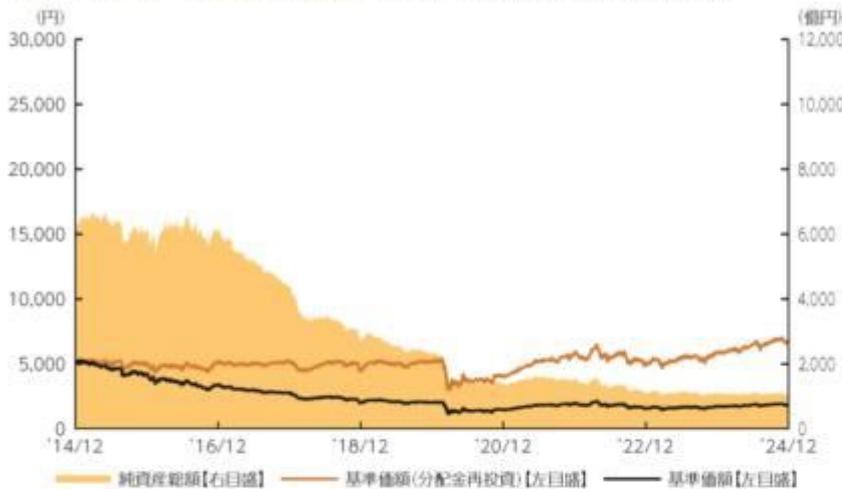
参考情報



運用実績

2024年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2014年12月30日～2024年12月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	1,848円
純資産総額	1,029億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年12月	10円
2024年11月	10円
2024年10月	10円
2024年9月	10円
2024年8月	10円
2024年7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	12,750円

•分配金は1万口当たり、税引前

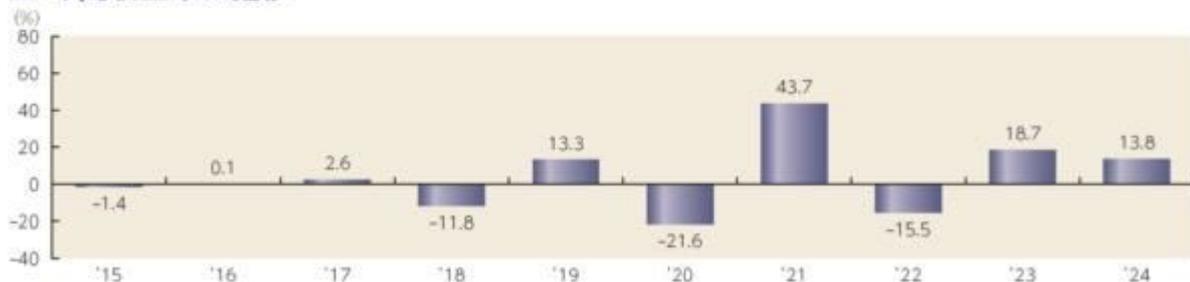
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	75.7%
2 円	6.8%
3 オーストラリアドル	6.7%
4 ユーロ	4.1%
5 イギリスポンド	3.3%
6 シンガポールドル	1.6%
7 カナダドル	1.0%
8 香港ドル	0.7%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	8.0%
2 WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	7.1%
3 PROLOGIS INC	産業用施設	アメリカ	6.0%
4 DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	4.3%
5 AVALONBAY COMMUNITIES INC	住宅	アメリカ	4.2%
6 SIMON PROPERTY GROUP INC	小売り	アメリカ	3.9%
7 PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.7%
8 MID-AMERICA APARTMENT COMM	住宅	アメリカ	3.3%
9 GOODMAN GROUP	産業用施設	オーストラリア	3.0%
10 VICI PROPERTIES INC	専門特化型	アメリカ	3.0%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3) 【信託期間】

<訂正前>

無期限（2004年7月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。マザーファンドの重大な約款変更が見送られた場合、「信託期間」は2025年4月1日までとなります。

<訂正後>

無期限（2004年7月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(5) 【その他】

<訂正前>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を

付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上前の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとし、その後も同様とします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年3月31日より以下の記載となります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<訂正後>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べ

た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとして、

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年6月および12月の決算日を基準とします。)および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年6月11日から2024年12月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,260,379,997	1,214,185,298
親投資信託受益証券	105,322,623,908	103,863,125,280
未収入金	91,832,386	120,667,320
未収利息	2,189	7,133
流動資産合計	106,674,838,480	105,197,985,031
資産合計	106,674,838,480	105,197,985,031
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	589,954,803	561,395,478
未払解約金	78,489,612	107,998,362
未払受託者報酬	9,933,654	9,401,089
未払委託者報酬	144,037,977	136,315,768
その他未払費用	733,333	733,333
流動負債合計	823,149,379	815,844,030
負債合計	823,149,379	815,844,030
純資産の部		
元本等		
元本	589,954,803,040	561,395,478,456
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	484,103,113,939	457,013,337,455
元本等合計	105,851,689,101	104,382,141,001
純資産合計	105,851,689,101	104,382,141,001
負債純資産合計	106,674,838,480	105,197,985,031

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日	当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
営業収益		

	前期		当期	
	自	2023年12月12日 至 2024年 6月10日	自	2024年 6月11日 至 2024年12月10日
受取利息		107,641		606,933
有価証券売買等損益		13,177,938,222		8,219,853,502
営業収益合計		13,178,045,863		8,220,460,435
営業費用				
支払利息		18,559		-
受託者報酬		57,953,587		59,029,863
委託者報酬		840,326,900		855,932,898
その他費用		4,399,998		4,399,998
営業費用合計		902,699,044		919,362,759
営業利益又は営業損失（ ）		12,275,346,819		7,301,097,676
経常利益又は経常損失（ ）		12,275,346,819		7,301,097,676
当期純利益又は当期純損失（ ）		12,275,346,819		7,301,097,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		89,739,923		73,028,918
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		529,254,223,853		484,103,113,939
剰余金増加額又は欠損金減少額		47,608,872,456		31,105,503,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		47,608,872,456		31,105,503,374
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,021,575,156		7,801,733,929
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,021,575,156		7,801,733,929
分配金		3,621,794,282		3,442,061,719
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		484,103,113,939		457,013,337,455

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1. 期首元本額	634,122,745,933円	589,954,803,040円
期中追加設定元本額	13,329,262,611円	9,581,458,760円
期中一部解約元本額	57,497,205,504円	38,140,783,344円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	484,103,113,939円	457,013,337,455円
3. 受益権の総数	589,954,803,040口	561,395,478,456口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	前期		当期	
	自	2023年12月12日 至 2024年 6月10日	自	2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。				
2. 分配金の計算過程 第232期 2023年12月12日 2024年 1月10日				
	項目		項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 606,088,669円	費用控除後の配当等収益額	A 666,263,513円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 円
	収益調整金額	C 155,780,631,892円	収益調整金額	C 144,289,705,085円

前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日			当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日		
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	156,386,720,561円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,955,968,598円
当ファンドの期末残存口数	F	622,700,947,605口	当ファンドの期末残存口数	F	584,227,736,504口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,511円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,481円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	622,700,947円	収益分配金額	I=F*H/10,000	584,227,736円
第233期 2024年 1月11日 2024年 2月13日			第239期 2024年 7月11日 2024年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	67,649,540円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	152,661,170,833円	収益調整金額	C	142,967,593,622円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	81,100,860円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152,728,820,373円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,048,694,482円
当ファンドの期末残存口数	F	610,296,825,705口	当ファンドの期末残存口数	F	578,873,478,086口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,502円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,471円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	610,296,825円	収益分配金額	I=F*H/10,000	578,873,478円
第234期 2024年 2月14日 2024年 3月11日			第240期 2024年 8月14日 2024年 9月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	204,948,482円	費用控除後の配当等収益額	A	126,430,341円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	150,461,850,764円	収益調整金額	C	141,746,284,035円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,666,799,246円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,872,714,376円
当ファンドの期末残存口数	F	603,648,968,291口	当ファンドの期末残存口数	F	575,933,360,453口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,495円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,463円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	603,648,968円	収益分配金額	I=F*H/10,000	575,933,360円
第235期 2024年 3月12日 2024年 4月10日			第241期 2024年 9月11日 2024年10月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	499,751,504円	費用控除後の配当等収益額	A	437,032,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	148,969,936,844円	収益調整金額	C	140,614,643,773円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,469,688,348円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,051,676,408円
当ファンドの期末残存口数	F	599,250,420,994口	当ファンドの期末残存口数	F	573,150,499,093口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,494円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,460円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	599,250,420円	収益分配金額	I=F*H/10,000	573,150,499円
第236期 2024年 4月11日 2024年 5月10日			第242期 2024年10月11日 2024年11月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	104,583,696円	費用控除後の配当等収益額	A	93,581,868円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	148,048,994,114円	収益調整金額	C	139,334,182,535円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,153,577,810円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	139,427,764,403円
当ファンドの期末残存口数	F	595,942,319,554口	当ファンドの期末残存口数	F	568,481,168,710口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,486円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,452円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	595,942,319円	収益分配金額	I=F*H/10,000	568,481,168円
第237期 2024年 5月11日 2024年 6月10日			第243期 2024年11月12日 2024年12月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	218,788,605円	費用控除後の配当等収益額	A	67,068,845円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	146,075,161,025円	収益調整金額	C	137,128,663,273円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円

前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日			当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,293,949,630円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	137,195,732,118円
当ファンドの期末残存口数	F	589,954,803,040口	当ファンドの期末残存口数	F	561,395,478,456口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,479円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,443円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	589,954,803円	収益分配金額	I=F*H/10,000	561,395,478円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日	当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,564,906,928	1,924,923,871
合計	1,564,906,928	1,924,923,871

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1口当たり純資産額	0.1794円	0.1859円
(1万口当たり純資産額)	(1,794円)	(1,859円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	26,697,973,236	103,863,125,280	
	合計	26,697,973,236	103,863,125,280	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2024年12月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	343,334,125
コール・ローン	317,641,911
投資証券	108,357,456,193
未収入金	795,257,780
未収配当金	185,436,952
未収利息	1,866
流動資産合計	109,999,128,827
資産合計	109,999,128,827
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	768,761
未払解約金	133,081,816
流動負債合計	133,850,577

[2024年12月10日現在]

負債合計	133,850,577
純資産の部	
元本等	
元本	28,240,643,316
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	81,624,634,934
元本等合計	109,865,278,250
純資産合計	109,865,278,250
負債純資産合計	109,999,128,827

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年12月10日現在]
1. 期首	2024年 6月11日
期首元本額	30,965,797,028円
期中追加設定元本額	307,649,481円
期中一部解約元本額	3,032,803,193円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,064,926,854円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	243,923,681円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	26,697,973,236円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	202,525,342円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	18,427,913円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	12,866,290円
合計	28,240,643,316円
2. 受益権の総数	28,240,643,316口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年12月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年12月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	834,422,551
合計	834,422,551

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2024年12月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	73,476,039		74,244,800	768,761
	合計	73,476,039		74,244,800	768,761

(注)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

		[2024年12月10日現在]
1口当たり純資産額		3.8903円
(1万口当たり純資産額)		(38,903円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,637	726,229,800	
		日本プロロジスリート投資法人	1,761	399,570,900	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,108	501,605,600	
		日本ビルファンド投資法人	7,697	943,652,200	
		日本都市ファンド投資法人	3,156	277,096,800	
		日本プライムリアルティ投資法人	3,157	1,011,818,500	
		インヴィンシブル投資法人	15,347	1,002,159,100	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	12,796	905,956,800	
円合計			51,659	5,768,089,700	
アメリカドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	236,617	17,618,501.82	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	211,678	5,969,319.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	16,369,935.39	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	246,897	5,779,858.77	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	134,286	30,481,579.14	
		BXP INC	114,229	9,482,149.29	
		CARETRUST REIT INC	297,418	8,577,535.12	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	31,000,819.33	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	7,532,901.00	
		EQUINIX INC	56,201	54,457,644.98	
		EQUITY RESIDENTIAL	126,083	9,287,273.78	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	7,590,107.25	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	17,708,514.44	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	9,468,925.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	9,989,107.52	
		IRON MOUNTAIN INC	167,438	19,144,860.92	
		KILROY REALTY CORP	187,561	7,800,661.99	
		KITE REALTY GROUP TRUST	352,816	9,476,637.76	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	7,362,098.80	
		LINEAGE INC	61,786	3,927,736.02	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	23,589,053.85			
PROLOGIS INC	393,012	45,361,445.04			

		PUBLIC STORAGE	84,721	28,429,825.97
		REALTY INCOME CORP	335,076	18,925,092.48
		SIMON PROPERTY GROUP INC	153,093	27,879,766.23
		SUN COMMUNITIES INC	88,064	10,967,490.56
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	314,815	3,818,705.95
		TANGER INC	185,609	6,689,348.36
		URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	8,918,301.96
		VENTAS INC	237,740	14,516,404.40
		VICI PROPERTIES INC	709,567	22,535,847.92
		WELLTOWER INC	393,841	50,982,717.45
アメリカドル合計			7,632,349	551,640,168.29 (83,595,551,102)
カナダドル	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	57,227	3,927,489.01
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	204,055	3,607,692.40
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	273,318	2,883,504.90
カナダドル合計			534,600	10,418,686.31 (1,113,861,753)
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	375,763	5,546,261.88
		GOODMAN GROUP	919,128	34,743,038.40
		NATIONAL STORAGE REIT	2,912,908	6,874,462.88
		REGION RE LTD	3,063,760	6,525,808.80
		SCENTRE GROUP	3,222,687	11,633,900.07
		STOCKLAND	2,059,282	10,317,002.82
オーストラリアドル合計			12,553,528	75,640,474.85 (7,369,651,464)
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	1,176,838	4,311,934.43
		DERWENT LONDON PLC	117,481	2,406,010.88
		SEGRO PLC	507,257	3,753,701.80
		UNITE GROUP PLC/THE	587,605	4,906,501.75
		WORKSPACE GROUP PLC	637,593	3,372,866.97
イギリスポンド合計			3,026,774	18,751,015.83 (3,622,883,768)
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,174,146	40,508,037.00
香港ドル合計			1,174,146	40,508,037.00 (789,906,721)
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2,076,398	4,028,212.12
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,497,800	3,175,336.00
		KEPPEL DC REIT	2,003,700	4,388,103.00
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	656,000	2,460,000.00
		SUNTEC REIT	838,800	1,006,560.00
シンガポールドル合計			7,072,698	15,058,211.12 (1,701,728,438)
ユーロ	投資証券	CARMILA	207,009	3,237,620.76

	COVIVIO	45,547	2,271,884.36	
	KLEPIERRE	172,026	4,830,490.08	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	538,307	5,523,029.82	
	MONTEA NV	74,070	4,770,108.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	89,605	3,396,029.50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	45,169	3,459,945.40	
ユーロ合計		1,171,733	27,489,107.92 (4,395,783,247)	
	合計		108,357,456,193 (102,589,366,493)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 32銘柄	100.00%	77.15%
カナダドル	投資証券 3銘柄	100.00%	1.03%
オーストラリアドル	投資証券 6銘柄	100.00%	6.80%
イギリスポンド	投資証券 5銘柄	100.00%	3.34%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	0.73%
シンガポールドル	投資証券 5銘柄	100.00%	1.57%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100.00%	4.06%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

(単位：円)

資産総額	103,058,394,255
負債総額	96,828,342
純資産総額(-)	102,961,565,913
発行済口数	557,290,337,932口
1口当たり純資産価額(/)	0.1848
(10,000口当たり)	(1,848)

(参考)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	108,525,222,314
負債総額	46,957,036
純資産総額（ - ）	108,478,265,278
発行済口数	28,037,191,849口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.8691
（10,000口当たり）	（38,691）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2024年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	809	40,305,480
追加型公社債投資信託	16	1,556,148
単位型株式投資信託	86	389,252
単位型公社債投資信託	45	113,323
合計	956	42,364,203

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	19,638 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社東日本銀行	38,300	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡中央銀行	2,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社あいち銀行	18,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	14,310	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	4,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	13,495	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752	百万円	銀行業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,070	百万円	金融業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リーディング証券株式会社	550	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	1,001	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300	百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
静銀ティーエム証券株式会 社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
GMOクリック証券株式会 社	4,346 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
十六TT証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
めぶき証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
西日本シティTT証券株式 会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
SMB C日興証券株式会社	135,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ほくほくTT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
リテラ・クリア証券株式会 社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

岡崎信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

(3) 再委託先

名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

資本金の額(注)：585,672千米ドル(2022年12月末現在)

事業の内容：各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んで
います。

(注) 発行済み普通株式と払込資本の合計額。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載とな

ります。

名称：シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エ
ルエルシー

資本金の額：10,407,855米ドル(2023年12月末現在)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。(2024年6月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株
比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。(2024年12月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株
比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）の2024年6月11日から2024年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）の2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士
鶴見将史指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士
田嶋大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。